

証書発行要領

社団法人 日本鍛造協会
制定 平成18年 1月20日

第1節 総 則

(目的)

第 1条 この要領は、社団法人日本鍛造協会（以下、当協会という）が事業として実施する証書の発行について、その発行要領を定めることを目的とする。

(表彰規程との関係)

第 2条 証書の発行は表彰とは趣旨を異にするが、当協会として証を与えるものであるので、その精神として当協会の表彰規程及び表彰規程施行規則に添うものでなければならない。

(証書の種別)

第 3条 当協会が発行する証書は無災害記録及び安全衛生標語に関するものの2種類とする。

(所管)

第 4条 証書の発行は安全衛生環境委員会の所管とする。

(発行名義)

第 5条 証書の発行名義は原則として当協会名とする。ただし、当分の期間は当協会会長名とすることもある。

(会員企業の定義)

第 6条 この要領における会員企業の定義については表彰規程施行規則第3条に定めるところによる。

第2節 無災害記録に関する証書

(無災害記録証書の種別)

第 7条 無災害記録達成に関する証書は、別表の通り事業場の従業員数別に無災害である期間により5種を発行することができる。

(無災害記録証書の発行手順)

第 8条 前条の証書を希望する会員企業は安全衛生環境委員会に申請するものとし、安全衛生委員会はその申請内容を審査して決定する。

団体会員傘下の企業が前条の証書を希望するときは、当協会の正会員である団体会員の長が申請する。

（無災害の定義）

第 9 条 無災害の定義は表彰規程施行規則第 2 1 条に定めるところによる。

（重複発行の禁止）

第 1 0 条 既に証書を授与されたことのある会員企業は、同一期間またはより短期間の証書を申請することはできない。

（無災害記録証書の発行時期）

第 1 1 条 第 5 条の証書は安全衛生環境委員会の審査結果を得た後、相当の期間内に申請した会員企業毎に個別に授与する。

（緑十字旗）

第 1 2 条 第 5 条の証書を授与するに際しては、緑十字旗を付与する。

第 3 節 安全衛生標語等に関する証書

（安全衛生標語等に関する証書）

第 1 3 条 当協会の事業である安全衛生標語等の募集に対し、優秀なる作品をもって応募し、入選した者に証書を発行する。

（授与される資格）

第 1 4 条 前条の証書を授与される者は、その当日において当協会の会員企業に在籍する者でなければならない。ただし、定年退職等止む得ない事情で退職し、会員企業として証書授与に支障を認めないときはこの限りではない。

（安全衛生標語等証書の発行時期）

第 1 5 条 第 1 3 条の証書は安全衛生月間（7月）に授与する。

（記念品）

第 1 6 条 第 1 3 条の証書を授与するに際しては、1等は1万円、2等は7千円、3等は5千円とし、佳作は3千円相当の記念品を付与する。

付 則

1. この要領は、当協会の表彰規程施行規則が制定されることを条件に同日付をもって効力を発する。
2. この要領は、無災害記録達成の条件及び安全衛生標語等の募集要綱について規定するものではない。

別 表 「無災害記録達成の種別」(無災害継続月数)

事業場の規模	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
49人以下	12ヶ月	24ヶ月	36ヶ月	48ヶ月	60ヶ月
50～99人	11ヶ月	22ヶ月	33ヶ月	44ヶ月	55ヶ月
100人以上	10ヶ月	20ヶ月	30ヶ月	40ヶ月	50ヶ月